

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日のときは、その翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則（水産課）
- ◇告 示 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し（税務課）
土地改良事業の認可（農村整備課）
県道の区域の変更（道路課）
県道の供用の開始（〃）
都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（二件）（〃）
開発行為に関する工事の完了（二件）（〃）
都市計画法第六十六条による告示（〃）
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇教委告示 平成六年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項（教職員課）
平成六年度鳥取県立高等学校通信制課程生徒募集要項（〃）

公布された規則のあらまし

◇鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

一 水産動物の採捕の制限（第二十六条、第二十七条、第二十八条関係）

- 1 十月一日から翌年二月末日までの期間は、あまごの採捕を禁止することとした。
- 2 さく河性ますの採捕の禁止期間を次のとおり延長することとした。

区 分	現 行	改 正 後
さく河性ます (降海性あまごを除く。)	六月一日から十二月三十一日まで	六月一日から翌年二月末日まで
降海性あまご	九月二十六日から十月三十一日まで	九月二十六日から翌年二月末日まで

- 3 全長十五センチメートル以下のあまごの採捕を禁止することとした。
- 4 いわな、やまめ及びあまごの卵の採捕を禁止することとした。

二 施行期日

この規則は、平成六年一月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十二号

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県内水面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十七号）の一部を次のとおり改正する。

第二十六条の表中

六月一日から十一月三十一日まで	を	六月
九月二十六日から十二月三十一日まで		九月

一日から翌年二月末日まで

二十六日から翌年二月末日まで

いわな、やまめ、かわます及
びにじます

を
いわな、かわます、にじます、
やまめ及びあまこ

に改める。

第二十七条の表中

いわな、やまめ、にじます、かわます及
びさく河性ます

を

いわな、かわます、にじます、やまめ、
あまこ及びさく河性ます
に改める。

第二十八条中「さく河性ます、にじます、かわます」を「いわな、かわます、にじます、やまめ、あまこ、さく河性ます」に改める。

附 則

この規則は、平成六年一月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第八百九十号

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）第百三十九条の三第二項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成五年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	主たる事務所の所在地	指定取消年月日
尾 崎 しげ子	鳥取市湖山町四丁目七三	平成五年九月三十日

鳥取県告示第八百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）岩吉地区農業用排水及び農道整備）を平成五年十一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成五年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成五年十一月十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成五年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変 更 後	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	-------------	--------	-----------------	------------------

俵原青谷線		
変更前	変更後	
気高郡青谷町大字早牛字寶免一 九〇―一―地先から同町大字 奥崎字下前田三五―二地先ま で	気高郡青谷町大字早牛字寶免 一〇―一―地先から同町大字 奥崎字下前田三五―二地先ま で	四・八〇 二六・〇〇 三、七八五・
気高郡青谷町大字奥崎字土居 一四―一―地先から同大字下 前田三九―三―地先まで	気高郡青谷町大字早牛字寶免 一〇―一―地先から同町大字 奥崎字下前田三五―二地先ま で	一五・二〇 四五・〇〇 三四四・〇
		一〇・二〇 六〇・〇〇 二、九五二・

鳥取県告示第八百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成五年十一月十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成五年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
俵原青谷線	気高郡青谷町大字早牛字寶免一 九〇―一―地先から同町大字奥崎 字土居一四―一―地先まで	平成五年十一月十九日

鳥取県告示第八百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、米子市から送付を受けた次の都市計画の決定に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成五年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画駐車場整備地区 米子中央地区

二 都市計画を定める土地の区域

米子市加茂町一丁目、中町、紺屋町、四日市町、東倉吉町、西倉吉町、朝日町、角盤町一丁目、角盤町二丁目、富士見町二丁目、法勝寺町、道笑町一丁目、日野町、万能町、明治町、茶町及び塩町の全部並びに久米町、西町、加茂町二丁目、尾高町、角盤町三丁目、富士見町一丁目、博労町一丁目、桃町一丁目、桃町二丁目、道笑町二丁目、弥生町、末広町、大工町及び東町の各一部

鳥取県告示第八百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から送付を受けた次の都市計画の変更に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町

一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成五年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画駐車場 三号米子駅前地下自動車駐車場及び四号米子駅前地下自転車駐車場

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

米子市弥生町の一部

鳥取県告示第八百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、淀江町から送付を受けた次の都市計画の変更に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成五年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

淀江都市計画ごみ焼却場 一号淀江町クリーンセンター

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

西伯郡淀江町大字福岡字小真石清水

削除する部分

西伯郡淀江町大字福岡字高尾谷

鳥取県告示第八百九十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年八月三十日 鳥取県指令受都計三十二第十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市車尾字柳堀

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市加茂町一丁目一

米子市長 森田隆朝

鳥取県告示第八百九十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年八月三十日 鳥取県指令受都計三十二第十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市福市字松ヶ坪

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市加茂町一丁目一

米子市長 森田隆朝

鳥取県告示第八百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画道路事業 三・五・九号東中学校公園線及び三・六・一
号河原町宮川町線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

- 1 収用の部分 倉吉市宮川町及び湊町地内
- 2 使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十八号

平成五年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成五年十一月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

- 一 日時 平成五年十一月二十二日(月) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会
- 三 議題 平成五年度政治団体関係者研修会開催要領について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十二号

平成六年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜を次の要項により実施する。

平成五年十一月十九日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

平成六年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

1 募集高等学校及び募集生徒数

高等学校名	所在地	募集生徒数
鳥取東高等学校	鳥取市立川町五丁目 210	約 100人
倉吉東高等学校	倉吉市下田中町 801	約 100人
米子東高等学校	米子市勝田町 1	約 100人

2 出願資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第39条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、次に掲げる書類を志望する高等学校の校長に提出しなければならない。

イ 入学志願書（各募集高等学校から交付されたもの）に所定の入学選抜手数料に相当する額の鳥取県収入証紙（消印をしないで。）をはり付けたもの

ロ 出身高等学校の校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様とする。）又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

ハ 写真1枚（出願前3箇月以内に脱帽して撮影した、上半身像のもので、名刺判とし、裏面に出身学校名、氏名及び生年月日を記入すること。）

イ 高等学校の校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。

(2) 出願期間

平成6年4月1日（金）から同月6日（水）まで（日曜日を除く。）ただし、郵送による場合は、簡易書留とし、同月2日（土）までの消印のあるものに限る。

(3) 受付時間

9時から17時まで（土曜日は、9時から12時まで）

(4) 受付場所

各募集高等学校

4 入学者選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願者の提出した書類の審査及び入学者選抜学力検査の結果を総合して行う。

5 学力検査の日時等

(1) 日時 平成6年4月8日（金）9時から（ただし、8時30分までに集合すること。）

(2) 場所 各募集高等学校

(3) 学力検査の科目 国語Ⅰ、国語Ⅱ、数学Ⅰ、数学Ⅱ、英語Ⅰ及び英語Ⅱ

6 合格者の発表

平成6年4月13日（水）12時に各募集高等学校に合格者の氏名を掲示する。

7 注意事項

(1) 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。

(2) この要項に関し不明な点は、各募集高等学校へ問い合わせること。

8 参考事項

(1) 専攻科の授業は、精梁な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として、次の教科を履修させる。

国語、数学、外国語（英語）、理科、社会及び保健体育

(2) 専攻科の修業年限は1年とし、学期は第1学期（4月から8月まで）及び第2学期（9月から翌年3月まで）の2期とする。

(3) 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

鳥取県教育委員会告示第二十三号

平成六年年度鳥取県立高等学校通信制課程生徒募集を次の要項により実施する。

平成五年十一月十九日

鳥取県教育委員会 告示 第二十三号

平成6年度鳥取県立高等学校通信制課程生徒募集要項

1 募集高等学校及び募集生徒数

高等学校名	所在地	募集生徒数
鳥取西高等学校	鳥取市東町二丁目 112	約 100人
米子東高等学校	米子市勝田町 1	約 100人

2 出願資格を有する者

- 鳥取県内に住所を有する者で、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 中学校（これに準ずる学校を含む。）を卒業した者又は平成6年3月に卒業する見込みの者
 - (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

- (1) 出願手続
入学志願者のうち、鳥取市、倉吉市、岩美郡、八頭郡、気高郡並びに東伯郡羽合町、泊村、東郷町、三朝町及び関金町の居住者は鳥取西

高等学校に、米子市、境港市、東伯郡北条町、大栄町、東伯町及び赤碕町、西伯郡並びに日野郡の居住者は米子東高等学校に、次の書類を提出しなければならない。

- ア 入学志願書（各募集高等学校から交付されたもの）
- イ 最後に在学した学校の卒業証明書又は修了証明書及び学力を証する書類

ウ 高等学校を中途退学した者は、ア及びイの書類のほか、その高等学校の校長の発行する単位修得証明書

(2) 出願期間

平成6年3月1日（火）から3月31日（木）まで（3月12日（土）、日曜日及び国民の祝日を除く。）

(3) 受付時間

9時から17時まで（土曜日は、9時から12時まで）

(4) 受付場所

各募集高等学校

4 入学者選抜の方法

各募集高等学校において出願書類を審査して合格者を決定する。

5 合格者への通知等

- (1) 合格者に対しては、直接各募集高等学校から通知する。その際、入学許可願用紙を同封する。
- (2) 合格者は、入学許可願に必要事項を記入の上押印し、所定の入学料に相当する額の鳥取県収入証紙（消印をしないこと。）をはり付け、各募集高等学校に提出する。
- (3) 高等学校の校長は、入学許可願の提出があった場合において教育上

支障がないと認めるときは、入学許可書を交付する。

6 注意事項

- (1) 提出された書類及び入学料は、返還しない。
- (2) この要項に関し不明な点は、各募集高等学校に問い合わせること。この場合、郵送で返信を必要とするものは、62円切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。

7 参考事項

- (1) 通信制課程の教育方法は、次のとおりである。

ア 報告課題（レポート） 担当の教員が出題した報告課題に解答を記入して提出し、添削・評価を受ける。

イ 面接指導（スクーリング） 学校に登校して直接授業を受ける（主として日曜日に行う。）。

ウ 試験 中間試験及び終末試験を行う。

- (2) 通信制課程で履修できる科目は、次のとおりである。

国語 I、国語 II、国語表現、現代文、古典 I、現代社会、日本史 B、世界史 B、地理 B、数学 I、数学 II、理科 I B、物理 I B、化学 I B、生物 I B、地学 I B、体育、保健、美術 I、書道 I、音楽 I、英語 I、英語 II、オーラルコミュニケーション B、家庭一般、家庭経営、保育、食物及び簿記会計 I（ほかに鳥取西高等学校では書道 II 及び商業経済 I を、米子東高等学校では倫理、政治・経済、被服及び情報処理 I を履修することができる。）

前記のほか、技能連携制度による指定技能教育施設（鳥取西高等学校にあっては鳥取看護高等専修学校、米子東高等学校にあっては米子看護高等専修学校）において教育を受けている者は、技能連携措置に

係る科目を履修することができる。

- (3) 高等学校の定時制課程に在学する者で、通信制課程の一部の科目の履修を希望するものは、3の(1)に定める区分により、鳥取西高等学校又は米子東高等学校に次の書類を提出しなければならない。（入学料は、必要としない。）

ア 通信制課程一部科目履修願（各募集高等学校から交付されたものである。）

イ 在学する高等学校の校長の発行する通信教育受講許可書